

# たかやま労基署だより(R2.8)

高山労働基準監督署

令和2年の労働災害発生状況について (7月末現在)

## 主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数  
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	令和2年		平成31 (令和元) 年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	数	(死亡者数)	%
全産業	66	(1)	78	(1)	100	(3)	-12	(1)	-15.4%
製造業	20		16		29		4		25.0%
建設業	11	(1)	12		17	(1)	-1	(1)	-8.3%
運送業	4		4		10		0		0.0%
林業	4		10		12		-6		-60.0%
小売業	5		11		9	(1)	-6		-54.5%
社福祉	1		6		4		-5		-83.3%
旅館業	5		7		4		-2		-28.6%
その他	16		12		15	(1)	4		33.3%

## 法令改正等のお知らせ

### 1 7月豪雨災害の被害者の権利利益の保全等の特別措置

令和2年7月豪雨が特定非常災害に指定されたことから、行政上の権利利益の満了日の延長及び期限内に履行されなかった法令(労働基準法や労働安全衛生法等)上の義務の履行の免責が可能となりました。主な内容は次のとおりです。

- 令和2年7月豪雨の被害者が、令和2年7月3日以降にその存続期間が満了する権利利益(例えばボイラー検査証など)について、行政庁等に延長の申請を行い延長期日が指定された場合は、令和2年12月28日を限度として満了日が延長されます。
- 法令に基づき直接課せられた義務のうち、令和2年7月3日から令和2年10月29日までの間に履行期限が到来するもので、令和2年7月豪雨により履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として刑事上又は行政上の責任が問われる場合に、令和2年10月30日までに義務が履行されたときは民事上の責任を除いて免責されます。

### 2 トンネル建設工事の粉じん障害防止対策の強化

令和2年6月15日、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が交付され、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行されます。トンネル建設工事の粉じん障害防止対策が強化されるもので、主な改正内容は次のとおりです。

- 粉じん障害防止規則
  - 切羽に近い場所での粉じん濃度の測定評価と遊離けい酸含有率の測定義務化
  - 測定記録の7年間の保存と労働者への周知義務化
  - 測定結果に応じた措置の実施及び効果確認のための粉じん濃度測定義務化
  - 測定結果に応じた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用義務化
- 労働安全衛生規則
  - 呼吸用保護具の選択等、ずい道掘削等作業主任者の職務の追加
  - ずい道掘削等作業主任者の技能講習科目の変更

### 3 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策の強化

令和2年7月1日、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令が交付され、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行されます。建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策が強化されるもので、主な改正事項は次のとおりです。

- 解体・改修工事前の石綿の有無の調査
- 解体・改修工事前の届出の拡大・新設
- 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
- 隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設
- その他の作業に係る措置の強化
- 作業記録の作成及び保存
- 発注者の責務

## あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください!



令和2年度

## 「見える」安全活動コンクール

募集期間：令和2年8月3日  
～同年9月30日

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

